

資材内訳表

令和8年度太田地区森林環境保全整備事業（保育間伐活用型）

林小班	伐区	伐採種	面積 (ha)	林齢	樹種	資材			生産予定材積(m ³)			備考
						類別	本数 (本)	材積 (m ³)	一般材	低質材	計	
72の3		間伐	0.20	52	スギ	一般材	32	41.89	20	10	30	
						低質材	21	9.62	0	6	6	
						計	53	51.51	20	16	36	
72の4		間伐	13.39	52	ヒノキ	一般材	336	114.93	48	28	76	
						低質材	447	168.49	0	108	108	
					カラマツ	一般材	895	401.71	173	96	269	
						低質材	1,790	521.09	0	328	328	
					広葉樹	低質材	336	85.92	0	58	58	
					計	3,804	1,292.14	221	618	839		
72の5		間伐	11.17	54	ヒノキ	一般材	502	173.81	71	43	114	
						低質材	367	135.47	0	88	88	
					カラマツ	一般材	705	318.30	137	80	217	
						低質材	1,410	412.91	0	264	264	
					広葉樹	低質材	264	68.08	0	46	46	
					計	3,248	1,108.57	208	521	729		
72<1		間伐	17.63	75	カラマツ	一般材	990	864.98	372	208	580	
						低質材	660	225.89	0	147	147	
					広葉樹	低質材	3,080	543.24	0	369	369	
					計	4,730	1,634.11	372	724	1,096		
合計			42.39			11,835	4,086.33	821	1,879	2,700		

注1：立木仕掛品別はすべて立木

注2：すべての林小班は保育間伐活用型（列状1伐2残）

単位工程別内訳書

令和8年度太田地区森林環境保全整備事業（保育間伐活用型）

事業場所	材種	単位行程	予定数量 (m3)	備考
群馬県吾妻郡東吾妻町 大字泉沢 字烏帽子外1国有林 72の3林小班 外	素材	全木伐倒	3,389	
		伐木造材	697	伐倒
			473	造材
		プロセッサ造材	2,227	
		フォワーダ集運材	2,700	
		山元トラック運材	1,096	
		山元土場機械巻立	1,604	
		山元検知	821	毎木
			1,879	層積

完了検査場所内訳書

令和8年度太田地区森林環境保全整備事業（保育間伐活用型）

材種	検査場所	完了予定数量 (m ³)	備考
素材	榛名山元土場	2,700	平均運搬距離0.9km
	計	2,700	

造材寸法書

吾妻森林管理署

区分	樹種	長級 (m)	径級 (cm)	備考
一般材	スギ	2.00	16 上	
		3.00	14 下	
			16 ~ 28	A材・B材は区分して椚積みすること
			30 上	
		4.00	14 下	
			16 上	
	ヒノキ	2.00	16 上	
		3.00	14 下	A材・B材は区分して椚積みすること
			16 上	
		4.00	14 下	
			16 上	
	アカマツ	3.00	18 上	
		4.00	18 上	
	カラマツ	2.00	16 上	
		3.00	14 下	
			4.00	14 下
		4.00	14 下	
			16 上	含む14下は除外
	モミ 等	3.00	20 上	
	広葉樹	2.10	24 上	樹種・長級毎に巻立すること
3.00		24 上		
4.00		24 上		
低質材	N	2.00	6 上	
	L	2.00	6 上	

上記以外の樹種の長径級については別途指示する。また、需要動向により変更する場合がある。

造材寸法書

吾妻森林管理署

区分	樹種	採材の優先順位				備考		
		径級 (cm)	長級(m)					
			2.00	2.10	3.00		4.00	
一般材	スギ サワラ	13下	⑤	②	④	③	末口径に対する曲がり矢高の許容は以下のとおりとする 13cm下： 25%以内 14cm上： 20%以内 なお、3mの直材曲材区分は以下のとおりとする A材： 10%以内 B材： 20%以内	
		14			④			
		16~28			②			①
		30上			②			①
	ヒノキ	13下	⑤	②	④	③		
		14			④			
		16~28			②			①
		30上			②			①
	アカマツ	18上			②	①		曲がりは、一方曲がりとする 品等は、日本農林規格により格付けを行う
	カラマツ	14下	②	②	④	③		曲がりは、一方曲がりとする 末口径に対する曲がり矢高の許容は以下のとおりとする 14cm下： 25%以内 16cm上： 20%以内
16~28		④			①			
30上		④			①			
モミ等	20上			①		曲がりは、一方曲がりとする 末口径に対する曲がり矢高の許容は以下のとおりとする 20%以内 樹種はモミ・ヒメコマツ・チョウセンゴヨウマツ等とする		
広葉樹	24上		③	②	①	品等は、日本農林規格により格付けを行う		
低質材	N	全	2.00				上記規格外の素材については、低質材として取扱う	
	L	全						

注： 採材については、本寸法書を基準とするが、需要の動向に応じ変更することがある。
 寸法書以外の採材については、その都度指示する。